

議案第31号

つくば市暴力団排除条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 2月24日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市暴力団排除条例の一部を改正する条例

つくば市暴力団排除条例（平成23年つくば市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「をいう。）」の次に「及び義務教育学校（同条に規定する義務教育学校をいう。）の後期課程」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## つくば市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第9条（略） （青少年に対する教育等）</p> <p>第10条 市は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）及び義務教育学校（同条に規定する義務教育学校をいう。）の後期課程において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第11条（以下略）</p>	<p>第1条—第9条（略） （青少年に対する教育等）</p> <p>第10条 市は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。） _____ _____において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第11条（以下略）</p>